

11—01 P U D T

審判等の番号の通知

1. 特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたとき、特許（商標登録）異議の申立て等があったときは、その請求等に審判等の番号を付す。審判等の番号体系は、「審判番号体系一覧」のとおり。
2. 特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたときは、様式1により審判等の番号を当事者に通知する（[特施規 § 48①](#)、[特施規 § 50 の 16](#)、[実施規 § 23⑫](#)、[意施規 § 19⑧](#)、[商施規 § 22⑥](#)、[特施規 § 40](#)、[実施規 § 23⑨](#)、[意施規 § 19⑤](#)、[商施規 § 22④](#)）。
3. 特許（商標登録）異議の申立てがあったときは、様式2により異議事件の番号を当事者に通知する（[特施規 § 45 の 6](#)、[商施規 § 22⑤](#)）。
また、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに一連の番号として「申立番号」を設定する。最初の申立（申立番号01）のときは、設定登録時の代理人にも異議事件の番号を通知する。
4. 拒絶査定不服審判請求について、請求人がオンラインで受領するときには、様式3の受領書が送信される。
5. 審判官・審判書記官の除斥・忌避の申立て又は証拠保全の申立てがあったときは、申立事件の番号を当事者に通知する。
6. 無効（延長登録無効、取消も含む。）審判の被請求人（権利者）に対しては、審判請求書副本を送達する（[特 § 134①](#)、[実 § 39①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56 ①](#)、[§ 68④](#)）ときに、審判番号並びに合議体を構成する審判官及び審判書記官の氏名（→[12—01](#)）を通知する。

審判番号体系一覧

種別	平成19年～	～平成5年	平成6～7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13～15年	平成16～18年		
拒絶査定不服審判	000001 ～ 199999	00001 ～ 50000	00001 ～ 40000	00001 ～ 30000								
取消審判	300001 ～ 349999			30001 ～ 35000								
無効審判（特許・旧実用）	800001 ～ 849999			35001 ～ 39000 (平成16年3月受付分まで)							80001 ～ 88000	
無効審判（意匠）	880001 ～ 889999										88001 ～ 89000	
無効審判（商標）	890001 ～ 899999										89001 ～ 90000	
訂正審判	390001 ～ 399999			39001 ～ 40000								
無効審判（新実用）	400001 ～ 409999			40001 ～ 50000								
補正却下決定不服審判	500001 ～ 509999	50001 ～ 60000										
判定	600001 ～ 609999	60001 ～ 70000							60001 ～ 65000			
マ ド リ ッ ド ブ ロ ト コ ル	拒絶査定不服審判	650001 ～ 669999								65001 ～ 66000		
	取消審判	670001 ～ 679999								66001 ～ 67000		
	無効審判	680001 ～ 684999								67001 ～ 68000		
	異議申立て	685001 ～ 689999								68001 ～ 69000		
	補正却下決定不服審判	690001 ～ 694999								69001 ～ 69500		
	判定	695001 ～ 695999								69501 ～ 69600		
	再審	696001 ～ 696999								69601 ～ 69700		
	除斥	697001 ～ 697999								69701 ～ 69800		
	忌避	698001 ～ 698999								69801 ～ 69900		
	証拠保全	699001 ～ 699999								69901 ～ 69999		
異議申立て（特許・旧実用） （平成8年1月～平成15年12月）		70001 ～ 95000			70001 ～ 90000							
異議申立て（特許） （平成27年4月～）	700001 ～ 749999											
異議申立て（商標）	900001 ～ 909999								90001 ～ 95000			
再審	950001 ～ 959999	70001 ～ 80000			95001 ～ 96000							
除斥	960001 ～ 969999	80001 ～ 85000			96001 ～ 97000							
忌避	970001 ～ 979999	85001 ～ 90000			97001 ～ 98000							
証拠保全	980001 ～ 989999	90001 ～ 95000			98001 ～ 99000							
鑑定	990001 ～ 999999								99001 ～ 99999			

様式1 審判番号通知（審判、判定）

<p>審判番号通知</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 特許庁長官</p> <p>(特許第1234567号)</p> <p>請求日 令和 年 月 日 審判（判定）請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>無効（判定）20××-×00001</p>	<p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。 2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。 3. 相手方から特殊申請で提出された書面を電子媒体で受領する場合には、事前に受領する者の承諾が必要となります（特例法第10条第2項）。承諾に関しては特許庁HP（制度・手続→審判→審判手続における電子特殊申請について）をご覧ください。 <hr/> <p>この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XX ファクシミリ ()</p>
---	--

様式2 異議番号通知

<p>異議番号通知</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 特許庁長官</p> <p>(特許（商標登録）第1234567号)</p> <p>申立日 令和 年 月 日 上記に係る特許（商標）異議の申立ての番号は、下記のとおりですのお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>異議20××-×00001 申立番号 01</p>	<p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。 2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。 3. 相手方から特殊申請で提出された書面を電子媒体で受領する場合には、事前に受領する者の承諾が必要となります（特例法第10条第2項）。承諾に関しては特許庁HP（制度・手続→審判→審判手続における電子特殊申請について）をご覧ください。 <hr/> <p>この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XX ファクシミリ ()</p>
---	--

(注) 「記」の下の「異議20××-×00001」が異議番号。その下の「申立番号」は、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに付される一連の番号であり、異議番号ではない。

様式3 オンライン受領書

受領書					
					令和 年 月 日 特許庁長官
識別番号	1 0 0 X X X X X X				
氏名 (名称)	基幹 太郎				様
以下の書類を受領しました。					
項番	書類名	整理番号	受付番号	提出日	出願番号通知 (事件の表示)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXX	令和 XX. X. X	不服 20XX-XXXXXX (特願 20XX-XXXXXX)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXX	令和 XX. X. X	不服 20XX-XXXXXX (特願 20XX-XXXXXX)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXX	令和 XX. X. X	補正 20XX-XXXXXX (商願 20XX-XXXXXX)
					以上

(改訂 R5. 12)

11—02 P U D T

登録した権利を有する者への請求（申立て）の通知

審判長は、無効審判請求等（再審を含む）がされたときは、専用実施（使用）権者及びその他登録した権利を有する者（質権者など）に審判等の番号を通知する。

- ・無効（延長登録無効、取消も含む）審判請求がなされたとき、審判請求通知（様式 1）
- ・特許（商標登録）異議の申立てがあったとき、異議申立通知（様式 2、様式 3）

（[特 § 123④](#)、[特 § 115④](#)、[特 § 125 の 2③](#)、[実 § 37④](#)、[意 § 48④](#)、[商 § 46④](#)、[§ 43 の 4⑤](#)、[§ 55](#)、[§ 68④](#)）。

（改訂 R5. 12）

様式1
審判請求通知（当事者系：実施権者）

<p>審判請求通知</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 特許庁長官</p> <p>（特許 第1234567号）</p> <p>請求日 令和 年 月 日 審判請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>無効20××-×00001</p> <p>この通知は専用実施権者である特許 太郎様に審判番号をお知らせするものです。</p>	<p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <ol style="list-style-type: none">1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。 <hr/> <p>この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XX ファクシミリ ()</p>
---	---

様式2
特許異議申立通知（異議：実施権者）

<p>異議申立通知</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 特許庁長官</p> <p>（特許 第1234567号）</p> <p>請求日 令和 年 月 日 異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>異議20××-700001 申立番号 01</p> <p>この通知は専用実施権者である特許 太郎様に異議番号をお知らせするものです。</p>	<p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <ol style="list-style-type: none">1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。 <hr/> <p>この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XX ファクシミリ ()</p>
---	---

様式3
商標登録異議申立通知（異議：使用権者）

異議申立通知

お 知 ら せ

令和 年 月 日
特許庁長官

（特許 第1234567号）

請求日 令和 年 月 日
異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。

記

異議20××-900001
申立番号 01

この通知は専用使用権者である特許 太郎様に異議番号をお知らせするものである。

1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。
2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第×担当 審判 太郎
電話 03(3581)1101 内線 69XX
ファクシミリ ()